

規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果の得られた年月日及び測定の結果

(1 号 炉)

測定項目	規則第4条の5第1項第2号ト(※1)			規則第4条の5第1項第2号リ(※2)			規則第4条の5第1項第2号ヲ(※3)		
測定年月日	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
R7/6/1 日									
6/2 月									
6/3 火	860	821	842	191	181	185	72	12	29
6/4 水	856	815	844	188	181	185	76	8	31
6/5 木	862	830	845	190	181	185	48	8	26
6/6 金									
6/7 土									
6/8 日									
6/9 月									
6/10 火	854	816	845	188	182	185	86	10	35
6/11 水	868	822	844	191	180	185	65	7	27
6/12 木	860	827	847	188	182	185	35	7	19
6/13 金									
6/14 土									
6/15 日									
6/16 月									
6/17 火	858	818	841	191	181	186	43	10	22
6/18 水	857	815	843	188	181	185	50	7	24
6/19 木	853	828	846	189	178	185	58	8	26
6/20 金									
6/21 土									
6/22 日									
6/23 月									
6/24 火	859	822	841	188	182	185	49	11	26
6/25 水	855	818	846	188	181	185	56	9	34
6/26 木	858	826	844	189	181	185	55	10	34
6/27 金									
6/28 土									
6/29 日									
6/30 月									

(※1) 規則第4条の5第1項第2号ト……燃焼室中の燃焼ガスの温度

(※2) 規則第4条の5第1項第2号リ……集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(※3) 規則第4条の5第1項第2号ヲ……煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

※  部分は立ち上げ及び立ち下げ日 部分は休日 部分は保守点検等による操業停止

規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果を得られた年月日及び測定の結果

(2 号 炉)

測定項目	規則第4条の5第1項第2号ト(※1)			規則第4条の5第1項第2号リ(※2)			規則第4条の5第1項第2号ヲ(※3)		
測定年月日	最大 °C	最少 °C	平均 °C	最大 °C	最少 °C	平均 °C	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
R7/6/1 日									
6/2 月									
6/3 火	877	854	859	188	182	185	25	10	12
6/4 水	863	836	857	189	180	185	22	10	13
6/5 木	858	851	856	188	182	185	18	10	12
6/6 金									
6/7 土									
6/8 日									
6/9 月									
6/10 火	893	848	861	189	179	185	26	10	14
6/11 水	887	844	856	189	180	185	22	10	12
6/12 木	876	846	857	190	177	185	28	10	14
6/13 金									
6/14 土									
6/15 日									
6/16 月									
6/17 火	864	850	855	190	180	185	24	9	12
6/18 水	870	848	860	187	181	185	27	9	14
6/19 木	870	852	860	187	182	185	24	10	14
6/20 金									
6/21 土									
6/22 日									
6/23 月									
6/24 火	864	852	856	187	183	185	12	9	10
6/25 水	874	852	859	189	180	185	16	9	11
6/26 木	878	851	858	189	180	185	28	10	14
6/27 金									
6/28 土									
6/29 日									
6/30 月									

(※1) 規則第4条の5第1項第2号ト……燃焼室中の燃焼ガスの温度

(※2) 規則第4条の5第1項第2号リ……集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(※3) 規則第4条の5第1項第2号ヲ……煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

※  部分は立ち上げ及び立ち下げ日 部分は操業停止 部分は保守点検等による操業停止